

地方公共団体情報システムの標準化に伴う
標準準拠システム導入に関する情報提供依頼

令和8年5月

豊田市総務部情報システム課

目次

1.	情報提供依頼の背景と目的	2
2.	情報提供依頼の前提条件	2
3.	情報提供依頼の概要	5
4.	情報提供依頼に対する質問	6
5.	情報等の取り扱い	6
6.	問合せ先	6

1. 情報提供依頼の背景と目的

「地方公共団体情報システム標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)に示されているとおり、地方公共団体は現行の情報システムについて、原則令和7年度末までに国が示す標準仕様に準拠したシステムに移行する必要があります。

本市においても、業務効率化・住民サービス向上等の観点から基幹システムの移行に向けて順次対応を進めてきたところですが、現行システムがパッケージシステムではない個別開発システムで運用されていること等により移行計画が難航し、一部のシステムについては、特定移行支援システムに該当する見込みとされています。

こうした経緯を踏まえ、本市における特定移行支援システムについて、標準準拠システムを開発する予定がある事業者様から導入可否や移行時期等に関する情報を提供いただくことを目的とし、情報提供依頼を行います。提供可能なシステムがある場合は回答に御協力ください。

2. 情報提供依頼の前提条件

(1) 現行システムの概要

- ・汎用機 (system-i AS/400 IBMi V7.3)
- ・自庁内ネットワークにオンプレミス型で構築
- ・職員による自庁開発
- ・介護、障害者福祉業務など、一部のシステムにおいては部分的にパッケージシステムを導入

(2) 情報提供依頼の対象業務および調達単位

昨年度の情報提供依頼の回答内容を踏まえて調達グループを確定しました。本市におけるシステムの調達単位および稼働時期は下表1のとおりです。

情報提供依頼の対象は **D、E、G、I** の調達単位における **標準準拠システム (14)(15)(16)(18)(20)** および **付随システム業務 (5)(7)(8)(9)(10)(11)** とします。

【表1 情報提供依頼の対象業務および調達単位】

調達単位	標準準拠システム 業務名	付随システム 業務名	現行システム	移行先システム	移行予定時期
A	① 住民記録 ② 個人住民税 ③ 法人住民税 ④ 固定資産税 ⑤ 軽自動車税 ⑥ 国民年金 ⑦ 国民健康保険 ⑧ 印鑑		ADWORLD		令和8年1月 から稼働
B	⑨ 戸籍 ⑩ 戸籍の附票		ブックレス		令和8年2月 から稼働
C	⑪ 障害者福祉 ⑫ 児童手当 ⑬ 児童扶養手当	① 医療費助成 ② 扶助料・市在重・県在重・扶養共済・有料道路割引・タクシー券・日具関係 ③ 障がい者就労奨励金・地域生活支援事業 ④ 県遺児手当、市ひとり親家庭等支援手当	独自開発	未定	令和11年2月
F	⑰ 子ども・育て支援	⑥ 途中入園調整			
H	⑱ 選挙				
D	⑭ 介護保険 ⑮ 後期高齢者医療		独自開発	特定移行支援システムとして本情報提供依頼の対象	令和9年度以降
E	⑯ 生活保護 (レセプト管理除く)	⑤ 中国残留邦人	独自開発		
G	⑰ 健康管理 (特定健診、後期高齢健診含む)	⑦ 結核患者管理 ⑧ 難病申請承認状況・小児慢性事業 ⑨ 医療保護入院届出 ⑩ 精神保健相談	独自開発		
I	⑳ 就学	⑪ 特別支援就学奨励費	独自開発		

(3) 共通機能にかかる前提

住登外者宛名番号管理については、表1の調達単位Aのシステム基盤において用意し、連携します。

また、統合収納管理システムを導入する予定はありませんので、賦課管理機能と併せて収納管理機能を導入してください。

(4) 環境構築にかかる前提

標準準拠システムにおいてはガバメントクラウドで稼働させることとします。ただし、付随システムを単独で稼働させる場合においては独自環境であることを妨げません。

また、本市庁舎からガバメントクラウドで稼働するシステムへの接続方法について、表1の調達単位Aの移行第1グループでは、本市が単独利用方式で用意するネットワークアカウントに有するAWS Transit Gatewayを利用して接続しています。

(5) 移行予定時期について

事業者様から最新の状況を情報提供いただき、改めて令和9年度以降の移行計画を作成したいと考えています。つきましては調達単位D、E、G、Iについて、それぞれ移行作業開始～終了として想定される全ての期間を御回答ください。

なお、現行システムの機器のリース期限が令和12年12月末となっていますので、令和12年度末(令和13年3月末)ではなく、**令和12年12月末までに移行が完了**できる御提案をお願いいたします。

3. 情報提供依頼の概要

(1) 配布資料

情報提供依頼の実施に伴い、次の資料を配布します。

- ・ 情報提供依頼書（本資料）
- ・ 様式1 回答書（Excel）
- ・ 様式2 質問票（Excel）

(2) 回答様式

配布資料の「様式1 回答書」の内容に沿って御回答ください。調達単位D、E、G、Iの業務システムについて、回答可能なすべての業務に記入をお願いします。また、選択式の回答において、当てはまる選択肢がない場合は、回答欄に直接回答内容を御記入ください。

なお、回答内容全般において参考となる貴社資料がある場合は、併せて資料提供いただけますと幸いです。

(3) 提出期限

令和8年6月5日（金）17時まで

(4) 提出方法

次のとおり電子メールで送付してください。

- ・ 宛先：system@city.toyota.aichi.jp（豊田市総務部情報システム課）
- ・ メール件名：【標準化】情報提供依頼に対する回答（貴社名）
- ・ 添付ファイル：「様式1 回答書（Excel）」

4. 情報提供依頼に対する質問

質問がある場合は、下記の方法で令和8年5月22日（金）までにお問い合わせください。回答は令和8年5月29日（金）にホームページへ掲載します。

（質問方法）

- ・宛先：system@city.toyota.aichi.jp（豊田市総務部情報システム課）
- ・件名：**【標準化】** 情報提供依頼に対する質問（貴社名）
- ・添付ファイル：「様式2 質問票（Excel）」

5. 情報等の取り扱い

- ・本情報提供依頼は、自治体システム標準化について広く情報を得るための手段としたものであり、契約を前提としたものではありませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・本情報提供依頼に対して、どのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではありません。
- ・情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、回答内容等について照会又は追加の資料提供を依頼する場合があります。
- ・本情報提供依頼に係る資料の作成、提出等に要する費用は御社の御負担でお願いいたします。
- ・提供を受けた提案、資料等については、本案件の豊田市関係者に限り、複写・配布がおこなわれる可能性があります。また、提供者に断りなく他社には提供しません。
- ・御提供していただいた情報・資料につきましては、返却致しません。

6. 問合せ先

〒471-8501
愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市 総務部 情報システム課
担当：水野、竹内、精廬
TEL : 0565-34-6611
E-Mail : system@city.toyota.aichi.jp